

令和2年度 稲城市商工会住宅改修等補助金

商工会では地域経済の活性化・住環境の向上を目的として、市民の皆様が住宅をリフォームする際に、市内の業者(条件有り)により施行した場合、その経費の一部を補助致します。この機会に是非ご利用下さい。

補助対象者

- ①申請日において市内に住所を有する者であり改修工事を行う住宅の所有者であること。
- ②国・東京都・稲城市が実施する同様の補助金等を受けていないこと。ただし、耐震改修促進事業は除く。

対象となる建物

- ①自己の居住の用に供する住宅
- ②併用住宅における個人住宅部分
- ③集合住宅における個人住宅部分

対象となる工事

下記のいずれかにあたる工事で、**30万円以上(消費税額を除く)**の経費を要し、**令和3年1月29日までに完了報告書を提出できるもの**

※完了報告書は工事完了後1ヶ月以内に提出すること

- ①個人住宅の改修工事
- ②併用住宅における個人住宅部分の改修工事
- ③集合住宅における個人住宅部分の改修工事

【対象工事一覧】

- ①建物の改修及び増改築
- ②水道・キッチン・風呂等水廻りの新設・取替・修繕
- ③内外壁の塗装及び張替え
- ④硝子の取替
- ⑤リフォームに伴う電気工事
- ⑥畳の新設・取替
- ⑦耐震補強工事
- ⑧外構工事
- ⑨その他リフォームに伴う工事

※以下の工事は対象外

- 家電製品の設置及び修理
- 建物の解体・取り外しのための工事

補助金対象工事店

本制度の対象となる工事店は、市内業者であり以下のいずれかの条件を満たす建設業者となります。

- ①稲城市商工会の会員事業所 または
- ②法人の場合：稲城市に本店登記をしている事
個人の場合：事業所の所在地が稲城市である事

依頼予定の工事店が要件に該当するか直接ご確認下さい。

補助金の額

【リフォーム工事】相当額の**10%** ※15万円を超える場合は15万円を限度とする
改修工事の見積額又は工事完了後の工事額のいずれか**少ない額**を相当額とします。

※算出した額に1,000円未満の端数があるときは、切り捨てた額

※申請は年度内につき一人一回かつ対象となる建物につき一回のみとなります。

申請期間

令和2年4月1日(水)～令和2年12月28日(月)まで
※ただし、期間内に補助金限度額に達した場合は申請を締め切ります。

申請方法

申請書と必要な書類を添付のうえ商工会の窓口へ申請して下さい。
お申込から補助金交付までの流れ及び必要な書類については裏面をご参照下さい。
なお、申請書は商工会窓口または商工会ホームページに掲載しております。
※申請は工事着工前に限ります。

申請に 必要なもの

【申請書類】

- 稲城市商工会住宅改修等補助金交付申請書(様式第1号)

【添付書類】

- 住民票(6ヶ月以内に発行されたもの)
- 市内業者が発行した工事見積書の写し
- 施行前の写真

稲城市商工会住宅改修等補助金 手続きの流れ

申請者は**稲城市商工会住宅改修等補助金交付申請書(様式第1号)**に必要な事項を記入のうえ、住民票・市内業者の見積書の写し・工事箇所の写真を添付して商工会窓口へ提出して下さい。

※写真は用紙にプリントアウトしたものでも可能です。

商工会は申請書及び添付書類を審査して適当と認めた場合、**稲城市商工会住宅改修等補助金交付決定通知書(様式第2号)**を申請者に交付します。 ※審査に伴い現地調査をさせて頂く事があります。

決定通知書の交付後、改修工事に着工して下さい。

申請者は改修工事終了後、**稲城市商工会住宅改修等補助金に係る工事完了報告書(様式第3号)**に記入のうえ、工事代金の請求書及び領収書の写し・施工後の写真を添付して速やかに商工会へ提出して下さい。

※建築確認申請を要した増築の場合は、建築確認済証の写しを添付

商工会は完了報告書の内容を審査のうえ適当と認めるときは、交付額を確定し**稲城市商工会住宅改修等補助金確定通知書(様式第4号)**と**アンケート用紙**を申請者に送付します。 ※審査に伴い現地調査をさせて頂く事があります。

申請者は、**稲城市商工会住宅改修等補助金交付請求書(様式第5号)**に記入のうえ、本人名義の入金先金融機関の通帳の写しとアンケートを添付して商工会へ提出して下さい。 ※本人名義以外のお断りいたします。

商工会は、指定金融機関に補助金を振り込みます。

※ご提出頂いた書類はご返却致しません。

手続きの完了です

稲城市商工会

稲城市東長沼 2112-1 稲城市地域振興プラザ 2階
TEL 042-377-1696 FAX 042-377-3717
ホームページ <http://www.inagi-sci.jp/>